

「高森町子ども・子育てフェスタ」企画運営業務委託仕様書

1 委託名

「高森町子ども・子育てフェスタ」企画運営業務委託

2 委託目的

高森町が推進する子育て支援施策及び子育て環境の魅力を広く発信するとともに、子育て世帯同士の交流機会や相談機会を創出することにより、子育てに対する安心感の醸成及び地域全体で子育てを支える機運の向上を図り、あわせて、本町の子育て支援施策及び子育て環境の魅力を広く発信し、子育て世帯から選ばれるまちとしての認知度向上を図ることで、移住促進及び定住促進につなげることを目的とする。

3 イベント実施日

①令和9年2月28日（日）

②令和9年3月14日（日）

③令和9年3月20日（土）

④令和9年3月21日（日）

上記①～④のいずれかで実施

※実施日及び開催時間決定に際しては、契約締結後、高森町と協議のうえ確定すること。

4 イベント会場

・高森町交流センター（メイン会場）

・高森町駅前広場（サテライト会場）

・上記会場を想定するが、来場者の自然流入が可能で、より多くの来場者が見込まれる会場を提案することも可とする。

※会場決定に際しては、契約締結後、高森町と協議のうえ確定すること。

5 委託業務内容

（1）イベント全体の企画・運営

ア イベント実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。

イ イベント実施に適した会場を確保すること。

ウ 契約締結後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し、提出すること。

エ 高森町との協議、打合せ内容については、受託者において記録文書を作成し、作成時点で共有すること。

オ その他、企画、運営、役割分担に当たっては適宜、高森町と協議のうえ決定すること。

カ イベント前に来場者からの問い合わせ等の対応を行うこと。

（2）ステージ等の企画・運営

子育ての喜びを体感するとともに、高森町の子育て支援の取組みを認知してもらうための構成を企画・運営すること。

なお、企画及び運営にあたっては、以下の点に留意すること。

ア メインターゲット

0歳から小学生の子どもとその保護者、子育てに関心のある者

イ 企画運営に求める内容

(ア) 来場者に訴求すべき子育ての喜び、高森町の魅力

(イ) 新たな交流人口を掘り起こす企画

集客及び周遊性を高めるため、以下の例を参考とした構成であることが望ましい。

(例) ・学び・相談ブース

保健師などによる育児相談、親子向けのリフレッシュ講座

・参加体験ブース

赤ちゃんハイハイレース、寝相アート、親子工作、バルーン

・情報発信ブース

講演ステージ（キャラクターショー、子育てインフルエンサー等）

・食事ブース

キッチンカー、親子休憩スペースの設置

ウ 食事ブースについては、特に以下の点に留意すること。

(ア) 出店者の募集から当日の運営までを適宜、高森町と協議のうえ主体的に行うこと。

a 必要に応じて出店者への説明会（オンライン可）を開催すること（説明会にかかる費用は、委託料から支出）。オンラインが困難な事業者に対しては、個別に説明を行うこと。

b ブース出店料については、高森町と協議のうえ決定すること。

(イ) 保険及び消防に関する必要な諸手続きを行うこと。

(ウ) ブース出店に関する備品（レンタル品）の斡旋を行うこと。

(エ) 共同で使用する冷凍ストッカーを用意すること。

(オ) 会場内にゴミ箱を設置し、会場内で出たゴミの処理を適切に行うこと。

(3) 前記(2)以外で、来場者満足度を上げる効果的な企画・運営

(4) イベントのプロモーション資料作成及び告知展開

ア プロモーション資料

(ア) 告知チラシ、ポスター等の作成

(イ) 設置・配布（プレスリリース含む）に係る計画

イ 専用の情報発信ページの開設

(ア) 専用サイトのデザイン案

(イ) 開設に係る計画

(ウ) 来場予定者からの問い合わせ対応等が可能な連絡先を明記すること。

ウ 上記ア、イ以外の媒体を活用したプロモーションの内容（任意）

(例) 新聞、テレビ、インターネット、SNS、デジタルサイネージ等

エ 集客のための効果的な告知展開を主体的に行うこと。また、子どもの来場を見込んだプロモーションも取り入れること。

(5) 現場における安全・衛生・運営管理

ア 各ブース等の運営スタッフ配置体制

イ 警備体制

ウ イベント保険加入の有無

エ 事故発生時における対応体制の整備

6 委託額

6, 200千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

※会場使用料等の諸費は委託料に含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではないので留意すること。

7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

8 その他の留意事項

（1）全般

- ア 原則として、本イベントに係る業務については、高森町の責めに帰する場合を除き、受託者の責任において実施することとする。
- イ 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が増えることがないようにすること。
- ウ 本業務において、第三者（高森町及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- エ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）条27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、高森町に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- オ 本仕様書に基づく業務に際し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら高森町の責めに帰する場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- カ その他、企画、運営等に当たっては、適宜、高森町と協議のうえ、その内容について決定すること。

（2）事業実施後における成果品の提出

実績報告書（※）を提出すること。また、成果品については、紙（2部）及び電子データ（1部）で提出を行うこと。

なお、その成果品（データ含む）の著作権等は全て高森町に帰属するものとし、町が施策の推進に必要なものに使用できることとし、著作権は、著作者人格権を行使しないこととする。

ただし、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、高森町及び委託事業者と別途協議のうえ決定するものとする。

（※）「実績報告書」へ記載が必要な項目

- ・ 活動実績
- ・ 集客実績
- ・ 状況写真（イベント状況（会場、ステージ）、その他プロモーション時状況等）
- ・ パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・ その他実績の確認に必要なもの